



第2章 資産課税

2-1 個人事業者の事業用資産に係る相続税の納税猶予制度の創設



認定相続人が、**2019年1月1日から2028年12月31日までの間**に相続等により個人事業者の「特定事業用資産」を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その取得した事業用資産の課税価格に対応する**相続税の納税を猶予**するという制度が創設されました。その要件等は以下のようになります。

項目	内容
納税猶予対象資産 (特定事業用資産)	被相続人の事業（ 不動産貸付業等を除く ）の用に供されていた次の資産 ① 土地（面積 400 m ² までの部分に限る） ② 建物（床面積 800 m ² までの部分に限る） ③ 建物以外の一定の減価償却資産（※1）で、青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているもの
納税猶予税額	担保提供を条件に、特定事業用資産の課税価格（※2）に対応する相続税の 全額 を猶予
被相続人の要件	相続開始前に青色申告の承認を受けていること
相続人の要件	① 認定相続人（承継計画に記載された後継者であって、経営承継円滑化法の認定を受けた者）であること ② 相続開始後に青色申告の承認を受けていること
承継計画の提出	2019年4月1日から2024年3月31日までの間 に都道府県に対して承継計画（※3）の提出が必要
猶予税額の納付	① 特定事業用資産に係る事業を廃止した場合等には、猶予税額の全額を納付 ② 特定事業用資産の譲渡等をした場合には、譲渡等をした部分に対応する猶予税額を納付 なお、猶予税額の全部又は一部を納付する場合には、その納付税額について法定申告期限からの利子税を併せて納付する。
猶予税額の免除	① 認定相続人が、(イ)死亡の時まで特定事業用資産を保有し事業を継続した場合、(ロ)一定の身体障害者等に該当した場合、(ハ)破産手続開始の決定があった場合、及び(ニ)相続税の申告期限から5年経過後に、次の後継者へ特定事業用資産を贈与し、その後継者がその特定事業用資産について贈与税の納税猶予制度(後述2-2)の適用を受ける場合は、 全額 免除 ② (イ)同族関係者以外の者へ特定事業用資産を一括して譲渡する場合、(ロ)民事再生計画の認可決定等があった場合、(ハ)経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合には、特定事業用資産の一括譲渡又は特定事業用資産に係る事業の廃止をする場合は、 一部 免除
特定事業用資産の現物出資	相続税の申告期限から5年経過後に特定事業用資産を現物出資し、会社を設立した場合において、認定相続人がその会社の株式等を保有していることその他一定の要件を満たすときは、納税猶予を 継続
継続届出書の提出	税務署長に対し相続税の 申告期限から3年毎 に継続届出書の提出が必要
小規模宅地等の特例の適用	特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の特例との併用は 不可

- (※1) 固定資産税の課税対象となっているもの、又は営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象となっているもの、その他これらに準ずるものに限る。
 (※2) 被相続人に債務がある場合には特定事業用資産の価額からその債務の額（明らかに事業用でない債務の額を除く）を控除した額を猶予税額の計算の基礎とする。
 (※3) 認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された特定事業用資産の承継前後の経営見通し等が記載された計画をいう。



2-2 個人事業者の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度の創設



制度の概要、猶予税額の納付、免除等については、**2-1 個人事業者の事業用資産に係る相続税の納税猶予制度の創設と同様**。贈与税の納税猶予制度**特有の論点**は以下となります。

① 認定受贈者の要件

20歳（2022年4月1日以後の贈与については18歳）以上である者に限ります。

② 贈与者死亡時の相続税の計算と相続税の納税猶予制度の適用

贈与者の死亡時には、特定事業用資産（※）をその贈与者から相続等により取得したものとみなし、特定事業用資産を贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税を計算します。
その際、都道府県の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予制度の適用を受けることができます。

※ 既に納付した猶予税額に対応する部分を除きます。

③ 相続時精算課税制度の適用対象者の拡大

贈与税の納税猶予制度の適用を受ける場合において、認定受贈者が贈与者の直系卑属である**推定相続人以外の者**であっても、その贈与者がその年1月1日において60歳以上である場合には、相続時精算課税の適用を受けることができます。



2-3 小規模宅地等の特例の見直し



小規模宅地等の特例のうち特定事業用宅地等の適用範囲の適正化が行われます。

見直し内容	改正前	改正案	適用時期
特定事業用宅地等の範囲	被相続人等の事業の用に供された宅地等	改正前の範囲から下記を適用外とする 相続開始前3年以内 に事業の用に供された宅地等（当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、当該宅地等の相続時の価額の15%以上である場合を除く）	2019年4月1日以後の相続又は遺贈に適用※

(※) 同日前から事業の用に供されている宅地等には適用しない。



2-4 教育資金の一括贈与非課税制度の見直し



祖父母等から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上で、適用期限が**2021年3月31日まで2年間延長**されます。

	改正前	改正後	改正内容
1.所得制限	なし	あり	所得格差の拡大を防ぐため、贈与者が資金を拠出した年の前年の受贈者の 合計所得金額が1,000万円を越える 場合には、適用を受けることができません。 ※2019年4月1日以後に拠出される資金について適用されます。
2.教育資金の範囲	年齢制限なし	一部年齢制限追加	23歳以上 の孫等について、学校等以外の者（習い事など）に支払われる金銭については適用できません。 ただし、 <u>(A)教育訓練給付金の支給対象となるもの</u> については適用できます。 ※2019年7月1日以後に支払われる教育資金について適用されます。
3.贈与者死亡時	相続時点の残額は相続税に含まれない	条件付きで相続税に加算	贈与から3年以内 に祖父母等が亡くなった場合、孫等が 23歳以上 であれば贈与の残額を相続財産に加算（在学中や <u>(A)</u> を受講している場合を除く） ※2019年4月1日以後に贈与者が死亡した場合に適用されます。ただし、同日以前に行った贈与を含まないものとします。
4.終了年齢	30歳まで	最大40歳まで	教育資金管理契約の終了年齢につき、従来の30歳から、在学中等であることを条件に 40歳まで引き上げ られます。 ※2019年7月1日以後に受贈者が30歳に達する場合について適用されます。



2-5 結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度の見直し

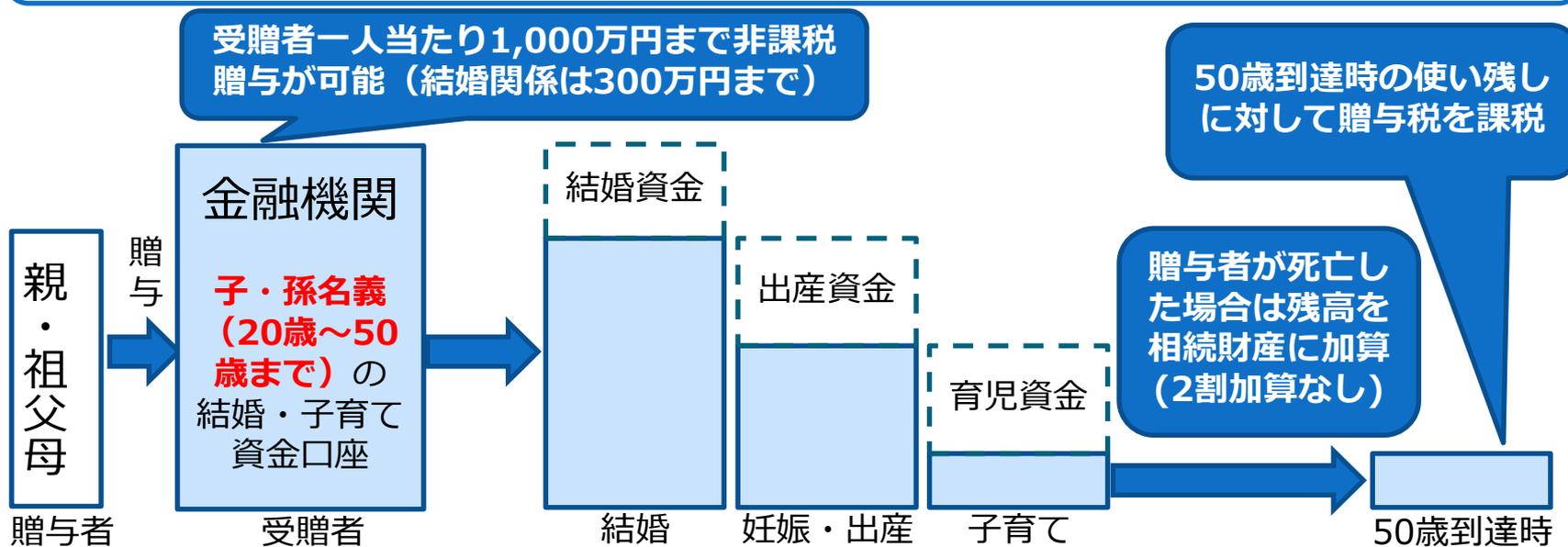


少子化対策を目的として、結婚・子育て資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税措置について、下記の所得制限を設けた上で、適用期限が**2021年3月31日まで2年間延長**されます。

※本改正は、2019年4月1日以後により取得する資金等に係る贈与税について適用されます。

■ 受贈者の所得制限

贈与者が資金を拠出した年の、前年の受贈者の**合計所得金額が1,000万円を超える**場合には、本措置の適用は受けられません。





(1) 資産保有型会社等に該当した場合の取扱い

資産保有型会社等に該当した場合であっても一定のやむを得ない事情がある場合には納税猶予の取消事由に該当しないよう救済措置が設けられた。

現行	改正案	備考
該当した時点で 納税猶予の取消事由に該当し、猶予税額及び利子税を納付 しなければならない。	一定のやむを得ない事情により該当した場合においても、その該当した日から6月以内にこれらの会社に該当しなくなったときは、 納税猶予の取消事由に該当しない。	適用時期：未定 やむを得ない事情の内容：未定

■ 資産保有型会社等とは

資産保有型会社等とは**総資産に占める非事業用資産の割合が70%以上**の会社（資産保有型会社）、**総収入金額に占める非事業用資産の運用収入の割合が75%以上**の会社（資産運用型会社）をいう。該当する会社は、事業承継税制を利用することができない。

(※) 常時使用する従業員（後継者自身と後継者と生計を一にする親族を除く）が5名以上いるなど、事業実態があるものとして一定の要件を満たす場合には該当しない。

(2) 手続きの簡素化

非上場会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の適用を受ける場合には贈与税の納税猶予の免除届出の添付書類を不要とする等、手続きの簡素化を行う。



2-7 民法改正に合わせた、未成年者要件の変更



近年、国政選挙の選挙権年齢が18歳と定められ、18歳19歳を大人として扱うという政策が進められてきました。こうした政策を踏まえ、民法の改正により**2022年4月1日から成年年齢が従来の20歳から18歳**へと引き下げられます。それに伴い、日常生活や税制における未成年の要件も変更されます。

○日常生活における変化（一例）

18歳に変わるもの	20歳のままのもの
・10年パスポートの取得	・飲酒、タバコ
・ローン契約、アパートの賃貸借契約等の契約	・公営ギャンブル

※女性の婚姻年齢は18歳に引き上げとなります。

○税制における変化

※2022年4月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与において適用

相続税

相続税の未成年者控除の対象となる相続人の年齢要件を18歳未満に引き下げ

贈与税（受贈者の年齢要件を18歳以上に引き下げる）

相続時精算課税制度（相続時精算課税適用者の特例についても同様）

直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例

非上場株式に係る贈与税の納税猶予制度（特例制度についても同様）



2-8-1 民法(相続関係)の改正に伴う

配偶者居住権等の評価方法、特別寄与料の取扱い

約40年ぶりの民法(相続関係)の大改正で創設された、配偶者居住権(2020年4月1日以後の相続に適用)の評価方法、特別寄与料(2019年7月1日以後の相続に適用)の取扱いが定められました。

▼配偶者居住権とは？

配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を終身又は一定期間、無償で使用する権利

▼配偶者居住権の評価方法

配偶者居住権が設定された建物(居住建物)とその敷地は、居住権と所有権をわけて評価します。

① 配偶者居住権

建物の時価 \textcircled{A} - $\textcircled{A} \times \frac{\text{残存耐用年数} - \text{存続年数}}{\text{残存耐用年数}} \times \text{存続年数}$ に応じた
民法の法定利率による複利原価率

- ・ 残存耐用年数 = 所得税法に定める法定耐用年数(住宅用)の1.5倍 - 築後耐用年数
- ・ 存続年数 = 終身の場合は配偶者の平均余命、その他は定められた年数(配偶者の平均余命を上限)
- ・ 残存耐用年数 - 存続年数がマイナスの場合はゼロとする

② 居住建物の所有権 $\textcircled{A} - \textcircled{1}$

③ 居住建物の敷地利用権 $\text{土地等の時価}\textcircled{B} - \textcircled{B} \times \text{存続年数}$ に応じた民法の法定利率による複利原価率

④ 居住建物の敷地所有権等 $\textcircled{B} - \textcircled{3}$

▼特別寄与料とは？

**相続人以外の被相続人の親族(特別寄与者)が、
無償で被相続人の療養看護等を行った場合に、相続人に対して請求できる一定の金銭**

▼特別寄与料の取扱い

- ・ 特別寄与者 特別寄与料を遺贈により取得したものとみなして相続税が課税されます。
- ・ 相続人 支払うべき特別寄与料は相続税の課税価格から控除されます。



2-8-2 民法(相続関係)の改正に伴る

配偶者居住権等の評価方法、特別寄与料の取扱い

【参考】民法（相続関係）の主な改正内容

	概要
配偶者の居住権を保護するための方策	<p>①配偶者短期居住権（相続から最低6か月は配偶者の居住が保護される。）（2020年4月1日～）</p> <p>②配偶者居住権（2020年4月1日～）</p>
遺産分割に関する見直し等	<p>①配偶者保護のための方策（戻し免除の意思表示の推定規定）（2019年7月1日～） 婚姻期間が20年以上の夫婦の一方の配偶者が他方の配偶者にその居住用建物等を遺贈又は贈与した場合、遺産分割においては、原則として当該居住用不動産の価額を特別受益（遺産の先渡し）として取り扱わなくてよいことにする。</p> <p>②遺産分割前の払戻し制度の創設等（2019年7月1日～） ・家庭裁判所の判断を経ないで、預貯金の払戻しを認める方策 単独で払戻しをすることができる額（金融機関ごと上限150万円） = (相続開始時の預貯金債権の額) × (3分の1) × (払戻しを求める共同相続人の法定相続分) ・家事事件手続法の保全処分の要件を緩和する方策</p> <p>③遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲（2019年7月1日～）</p>
遺言制度に関する見直し	<p>①自筆証書遺言の方式緩和（2019年1月13日～） 自筆証書遺言に添付する財産目録について、自署でなくてもよいものとする。</p> <p>②遺言執行者の権限の明確化等（2019年7月1日～）</p> <p>③遺言の法務局預かりサービス（2020年7月10日～）</p>
遺留分制度に関する見直し	<p>①遺留分減殺請求権の金銭債権化（2019年7月1日～） 遺留分に関する権利の行使により、遺留分侵害額に相当する金銭債権が生ずることにする。</p> <p>②遺留分の算定方法の見直し（2019年7月1日～） 遺留分や遺留分侵害額を求める計算式を明文化。相続人への贈与について、相続開始前の10年間にされたものに限り、遺留分算定のための財産の価額に算入する。</p>
相続人以外の者の貢献を考慮するための方策	<p>相続人以外の被相続人の親族が、無償で被相続人の療養看護等を行った場合に、一定要件の下、相続人に対して金銭（特別寄与料）を請求できるようにする。（2019年7月1日～）</p>